

税制調査会（第6回法人課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成26年5月16日（金）10時15分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○大田座長

これから法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）を開催します。

前回、今日の法人課税DGで取りまとめを行うと申し上げました。それから事務局と何度か打ち合わせを重ねたところ、やはり今の時点で取りまとめを行うのはいささか無理があるという話になりました。委員の方々の間で非常に大きく意見が分かれている項目が少なくとも三つはあるので、今の時点で無理に取りまとめてしまうと、皆さんの意向に沿わないことになるかもしれないので、今日は総論だけお示しして、これまで議論が大きく分かっていた、受取配当の益金不算入、地方法人課税、中小法人課税について、改めて、今日、御議論をいただきます。

まずは、私と事務局で、総論部分として、「法人税の改革について」を作成しましたので、事務局に読み上げていただきます。

○事務局

法人税の改革について

1. 法人税改革の趣旨

本年1月、安倍総理大臣はダボス会議において、「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません」と述べられた。今般、政府税制調査会においては、この総理の発言を端緒として法人税の改革に着手した。今回の改革の主な目的は次の二つである。

第1は、立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げることである。近年、ドイツ、イギリスなど多くの先進国が、自国の立地競争力を高め、かつ税収を維持するための法人税の構造的な改革に取り組んでいる。企業が国を選ぶ時代にあって、国内に成長分野を確保するには、法人税率の引下げは避けては通れない課題である。わが国においても、グローバル経済における法人課税のあり方を根本から考え、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という世界標準に沿った改革を行うことにより、成長志向の法人税改革を行うべき時にきている。

もちろん、法人税率引下げだけで立地競争力を高めることはできない。コーポレートガバナンスの強化、労働市場改革等の規制改革、電力料金、行政手続きの簡素化などの政策をパッケージで行う必要があるが、少なくとも高い法人税率が立地選択にあたっての阻害要因になることは避けねばならない。国内企業が高付加価値分野を国内に残し、また、海外からも多くの企業が日本に直接投資を行う環境を作る

ことは、質の高い雇用機会を国内に確保するために不可欠の課題である。

第2は、法人税の課税ベースが狭くなり、負担が一部の黒字法人に偏っている現在の負担構造を見直すことである。現在、全法人の1パーセントに満たない資本金1億円以上の企業が法人税収の6割以上を担っており、他方で、納税企業が全体の3割に満たないという国際的にも低い水準にある。

課税ベースの見直しは、企業の選択を歪めない税制にするという観点からも重要である。何を課税所得の対象とするかは企業の選択に影響を与えるため、企業行動をなるべく歪めることのない税制にしていかなければならない。また、租税特別措置（以下、「租特」という。）は、一度創設されると長期にわたって存続するという問題点があるため、その必要性や効果を常にゼロベースで検証していく必要がある。

このようにして課税ベースを拡大し、かわりに税率を引き下げることにより、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることは、企業の成長を後押しするとともに、新しい産業や新規開業が行われやすい環境を作ることにもなる。近年、法人税改革に取り組んできた諸外国においても、税率引下げと同時に課税ベースの拡大を行い、その結果として産業の新陳代謝が行われやすい環境を作ってきた。高齢化が急速に進むわが国においては、産業の新陳代謝を促して国内に稼ぐ力をもった企業を多くつくっていくこと、また新規開業を促すこと、そして結果的に生産性を高めていくことの重要性は極めて高い。

地方税における法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は、受益する行政サービスの対価を広く住民で負担するという「応益課税」の考え方に立っており、この観点から、企業間で広く薄く法人課税を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成15年度には法人事業税の外形標準課税が導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、当初の趣旨に沿って応益性を高めるために一段の見直しが求められる。

また、立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力において極めて重要であり、この観点から、法人に過度に依存することがないよう地方税全体における法人課税の位置づけを再検討することが必要である。

法人税改革を行うにあたって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を2015年度に半減し、2020年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に2020年度の名目成長率は3.6パーセントになるという前提を置いているが、それでもなお2020年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。この厳しい財政状況を直視して法人税改革を進めなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革と併せて、関連する他の税目

についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

政府税制調査会では、これまでも法人課税のあり方について何度か議論を行ってきた。しかし、グローバル化と高齢化という大きな環境変化を踏まえて法人課税を根本から見直す作業はいまだ不十分である。

必要性が指摘されながらも法人税改革が十分に行われずにきた理由の一つは、様々な利害が対立するがゆえに、課税ベース拡大などの構造的な見直しができなかったことにある。このため政策税制は毎年度のように導入されても、税率の大胆な引下げは行われずにきた。たしかに法人税は企業の利益に直結するため、利害が激しく対立するのは当然のことでもあろう。

しかし、わが国はいまアベノミクスによってデフレ脱却を果たし、20年以上の長い停滞から抜け出ようとしている。日本経済が人口減少・高齢化という制約を克服し、再びアジアをリードする存在になるために、短期的な利害を何とか乗り越えて、本格的な法人税改革を実現させたいものである。

法人税改革が難しい理由の二つ目は、生活に直結しない税であるがゆえに関心が高まりにくく、国民全体の理解を得られにくいことにある。法人税率の引下げは、家計に負担を強いて企業を優遇するかのような受け止め方すらある。しかし、国内に成長力のある企業が多く存在するかどうかは、雇用に直結する問題である。また、企業の成長力は賃金にも直結する。企業と家計は二分化されているのではなく、法人税率が高過ぎることのしわ寄せは、何らかのかたちで家計に及ぶと考えられる。世界経済の構造が急速に変わりつつあることの危機感を共有し、広い議論を喚起しながら、法人税改革を進めることが必要である。

○大田座長

ありがとうございました。

それでは、今から総論と各論三つ、合計四つのパーツについて議論します。

まず、総論について御意見をいただきます。佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

全体的な流れは特に問題ないと思いますが、最初の2行目に、「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません」とありますが、本当に国際的にきちんと照らすと、租特の部分は、他の国は本則に入っているものも多くあります。ですから、租特だからだめということではなく、例えば、「租特は、一度創設されると長期にわたって存続する」とありますが、これも本来は本則に入っているものなら許されるのです。要するに、国際相場に照らしたときどうかという観点から、今、ここに書いてあることをぜひしっかり見直していただきたいと思いま

す。

また、外形標準課税の話が相当書いてありますが、外形標準課税を見直したときに、どの規模まで広げるかは様々な議論があるにしても、新規開業などをしたら最初から課税されてしまうというのでは促せません。

それから、応益課税というときに、過疎地に立地したときには応益というほどのサービスをいただけるのかどうか問題です。過疎化をますます加速させるような外形標準課税になったときに、サービスが悪く、過疎化していて、労働力も無かったら、企業は撤退します。そのような点も考えてしっかりやっていただきたいと思います。やはり税制とは単純なものではなく、その国の有り様を決めるものであり、政策に合わせてしっかりと本則で対応していくことをきちんとここに加えていただけるとありがたいと思います。

○大田座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

論点を非常にうまくまとめていただいたと思います。第1の論点は非常に大事だと思いますが、単に立地競争力というと、輸出関連の企業だけが恩恵を被るという印象になりやすいので、そうではなく、新興企業も、国内にいる企業も含めて、立地競争力を高めて経済全体の成長力を底上げするというのが、大きなメッセージだと思います。この後の代替財源の話にも関連しますが、日本の税収構成の見直し、法人税と他税目との関係、これも視野に入れた包括的な改革というのがあってしかるべきだと思います。

第2の論点はこのとおりで、まさに法人税の構造改革というか、法人税の中にも様々な問題があるので、そこは改革をしていかなければいけないと思います。これは、この後の各論の中小企業課税にも関わるとは思います。資本金や資本金等、あるいは雇用者数といったもので税制を仕切ってよいのかどうか。租特も外形標準課税も含めて。法人税の構造改革の中で、シームレスと言うと変かもしれませんが、一体化をして、余り区切りを設けないようにすることも一つの構造改革のあり方だと思いました。

最後の3ページは、非常に良い論点だと思います。国民がなかなか法人税改革に興味を持ってくれませんが、実際のところ、最終的には何らかの形で家計が負担をする税というのが法人税の本当の姿だと思います。そうであれば、法人税の経済的帰結について、もっとメッセージ性を持った発信があったらよいと思います。具体例がなくて申し訳ないのですが、建前はともかくとして、法人税の経済的な帰結についての発信があってもよいと思いました。

○大田座長

土居委員、お願いします。

○土居委員

良い形で総論の部分を書いていただき、ありがとうございます。特に1ページの下の方の「企業の選択を歪めない税制にするということが、課税ベースを見直す上では重要である」と書いてあることは非常に重要なポイントだと思います。

そのような意味で、2ページの地方税ですが、後で各論は議論するとして、この総論の部分でも、企業の選択を歪めない税制にするということを、あえてもう一度、地方税の段落の中にも、例えば、「外形標準課税についても企業の選択を歪めないよう、当初の趣旨に沿って」という形で加えていただくとよいと思います。特に地方自治体の側では、やはり税収を確保したいので、少し言い方は悪いですが、企業に税金を課税して何が悪いという思いもなきにしもあらずという面があるので、そうではなく、企業の選択を歪めないように、どのように課税するかをお考えいただく意味でも強調していただければと思います。

○大田座長

高田委員、お願いします。

○高田委員

3ページは、私も非常によくまとまっていると思うので、全般的にこうした論調でよいと思います。

今回の法人税改革趣旨として、最初に「ダボス会議において」とありますが、その中での立地競争力という論点、もちろん、輸出企業、もしくは海外から企業がという部分も大きいと思いますが、一方で、グローバルな競争関係は、単にこうした企業の立地に留まらず、例えば、グローバルな投資家に対するメッセージが本当は大きいのではないのでしょうか。今の世界は、単にリアルなセクターだけではなく、マネーの動き、為替もそうですし、いわゆる税のところでも各国で動きます。また、その期待の下に、各国で株式市場、為替市場を含めて、非常に大きなこちらの流れが、ここ20年間のうちに、リアルな世界を超えて非常に大きくなってきました。その期待マネジメントをどうするかが重要になってきたことが、私は今回のこの法人税改革でも非常に重要な視点ではないかと思っています。

そのような意味では、今回のアベノミクスの中での法人税改革とは、ある意味、我が国の成長戦略に対する本気度が問われていると考えることもできると思います。ここにある重要な論点で言えば、こうした本気度をどのような形で表していくのか、また、コミットメントとしてのシナリオをどうするのが重要になっていると思います。

そういった観点で考えると、今回の法人税改革全般の中で、財政再建の重要性を考えれば、税収中立の期間の捉え方としては、ここにある単年度で考える必要はありません。複数年度で考えるとすれば、ある程度、アベノミクスというコミットされた成長シナリオが妥当であることが当然ですが、そうした状況の中での税の今後の見込みを含めた対応もやはり重要であり、これまでの20年間のデフレ下の対応とは構造的に

一線を引いたものが必要になってくるのではないのでしょうか。ある面ではそうした姿勢自体で、今回の政府の本気度が試されていると考えることもできるので、そのような論点を全般的に加えさらに、グローバルな観点として、投資家からの視点も入れるべきではないかと思いました。

○大田座長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

戦略と戦術を混同しない方が良いと思います。やはり戦略が初めにあって、それを実現するための戦術という位置付けがとても大事だと思います。この総論は、様々な意味で配慮が行き届いていますが、まず財政の健全化が戦略目標の中心に来ると思うので、それが初めにあって、そのために改革を行うという位置付けを冒頭ではっきり書いた方が良いのではないのでしょうか。戦術のための戦術になってしまうと、例えば、法人税改革のつけが個人に回るのは余り望ましくないと思います。例えばこれまでも、地方の個人の所得や、固定資産など、様々な議論を見ていると、法人税の改革は法人税の中でとりあえずは完結できる形で改革を進めていますが、全体的な税制構造の抜本的な改革が、今、求められているので、それとは違う文脈で全体も見なければいけないと思います。その戦略の書き方の問題です。具体的には2ページ目の中ほどに書いてあることがもっと早い段階で出てきて、そのための具体的な改革はこうであるという位置付けにさせていただけるとよいと思います。

それから、もう一つ、海外の投資を呼ぶときに、日本の企業が我が国のインフラを構成している、海外が日本に直接投資するときには、投資で利益が上がればよいのですから、企業が紙切れになっても海外の投資は構わないのです。投資家は儲かればよいところがあります。そうすると、例えば、エネルギー政策でも、これから進めたい方向に持っていくにはどのような投資を呼ぶかという観点で、目的をはっきりとした投資が呼び込めるようなこの国の形が必要かと思いますので、その意味でも戦略を先に出していただきたいと思います。

○大田座長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

そもそも、この法人税改革の出発点は日本経済の再生であり、デフレ脱却、また成長戦略です。この総論は大変よくまとまっていると思いますが、第1のところ成長志向の法人税改革、まさに昨日の諮問会議で総理が指示されたキーワードが入っています。これは良いのですが、成長戦略として法人税改革に取り組む趣旨をもう少し色濃く出されたらどうかと思いました。

また、議論の出発点として、私たちが共有してきた、課税ベースを拡大しつつ税率を下げる方策を探ることを強調されている点、これも大変高く評価したいと思います。

前半の総会で、財政状況が大変厳しいという説明がありました。現在、法人税収の上振れ分を充てて減税財源にしようという議論があることは承知しています。様々な知恵を絞らなければいけない中で、上振れ分を活用することは、一つの選択肢としてはあり得ますが、一過性のものを財源として頼りすぎることは本来の趣旨に反すると思います。したがって、この総論の2ページ目にある、「恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である」、これは大変重要な指摘だと思います。余り上振れ分ばかり期待した法人税改革を我々は志向しない、求めないということを総論で明示することが大事だと思います。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

法人税収の上振れが一過性だと決めてしまうことがまずおかしいと思います。リーマンショックの後、資本金1億円以上でも53.3パーセントが欠損企業になりました。平成24年度が36.7パーセントで、今年は恐らく30パーセント前半か、もしかすると切るかもしれません。つまり、大きなショックからの回復は一過性ではないのです。税収が相応に回復して行って上振れたものは一過性ではありません。要するに、欠損で税収が減った部分を、欠損企業が減っていくことで、恒久的に税収が増えることになりますので、今回の上振れが本当に全て一過性だと決めてしまうこと自体が間違いだと思います。もちろん、平成24年度に所得に対して繰越欠損金で控除できる割合が80パーセントに制限されたこと、この改正により1,800億円程度税収が増え、また欠損率が少し低くなったところもちろんあるにしても、それをすぐに一過性と言ってしまうことは、ぜひ考え直していただきたいと思います。

○大田座長

今回の上振れ分は、もちろん一過性ではなく、既にアベノミクスの効果として、2013年度の税収がいずれ出てくるとは思います。これから先もそれが持続する保証はありません。常に税収増を当て込んでいると、それが減ったときに法人税は増税するののかという話になりませんか。

○佐々木特別委員

欠損率が下がっていくのは、実際に大きなトランジェントがあった場合で、そこから欠損を返して行っています。当然、欠損率が下がれば税収が徐々に上がることになります。ですから、今回はそうですが次回は違いますという話ではありません。

○大田座長

欠損率の問題だけではなく、リーマンショックも予定しなかったことですし、地政学的不安もあります。やはり先の法人税がどうなるか分からないのは当たり前のことだと思います。

○佐々木特別委員

では、リーマンショックがもう一度、来年も来ることを想定して税制を決めるのでしょうか。

○大田座長

来年とは言っていません。恒久減税に対しては、ある程度の恒久財源を用意する必要があると申し上げています。

○佐々木特別委員

テールリスクをどこまでコンスタントに入れるかは別の議論だと思います。

○大田座長

テールリスクではないと思います。法人税収はやはりフラクチュエートします。

○佐々木特別委員

では、リーマンショックと同規模のものをどう想定されるのでしょうか。

○大田座長

それが想定できないから、自然増収だけを、税収増だけを当てにした改革はしないと申し上げているのです。

○佐々木特別委員

それは逆だと思います。そのようなことであっても、相応に成長して、基盤を強くしていくところをきちんとやっておらずに、今のまま自然体で流れたところで、例えば、中国のクラッシュなどが起こったときはどうするかと言っているにも先に進みません。

○大田座長

余り私が時間を使ってはいけませんので、諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

私もこの総論は全体として非常にバランスのとれた記述で、基本的にこれを委員の間で共有できればよいという感想を持ちました。とりわけ税率引下げで立地競争力を高めつつ、一方で、今、議論のあった財政再建との関係では、やはり税収中立でいくべきではないか。これは歴史的にきちんと検証すればよいのですが、日本の戦後の景気変動と法人税収の関係を考えた場合、景気が良くなること、あるいは成長によって上振れる部分と、景気変動によって景気が悪くなったときに税収が減少していく、法人税は非常にフラクチュエートするので、これに対してどのように考えるかは、恒久的なものに対しては恒久的な対応を考えておくべきだと私も基本的には思います。

そのような意味では、今回のメリットは、法人税収をロスさせる改革によって成長を後押しする点よりは、むしろ法人税構造の改革、つまり、課税ベースを拡大する点にあります。法人税を引き下げるが、課税ベースを拡大することによる構造改革は、実は広く薄く負担する形に法人税を変えて、これを簡素に、そして透明性の高い税制に変えることのメリットが非常に大きいのだと。これは1ページの下に、「広く薄

く”負担を求める構造にすること」以下にあります。こういった構造改革のメリットをもう少し強調されたらよいと思います。2ページの後ろから3ページの冒頭にかけてあるように、日本の法人課税は、基本的には租特を中心に、構造を変えることなく、細かい調整で法人の後押しをしてきましたが、今回の法人税改革は、むしろ積極的に、グローバル化に対応できる法人税構造の改革を行うチャンスだと捉えてもよいと思います。

○大田座長

住澤課長、お願いします。

○住澤主税局調査課長

佐々木特別委員の御指摘の中で、欠損金についての御指摘がありました。事実関係として二点、補足させていただきます。

まず、リーマンショック後、1億円超の資本金を持つ企業の欠損法人割合が53.3パーセント程度だったものが、現在では36.7パーセントに落ちてきたと御指摘いただきました。先般、中小法人に関する議論の際に、税制第三課長からも御説明しましたが、この36.7パーセントにまで欠損法人割合が落ちてきた大きな背景として、繰越欠損金について、所得の100パーセント利用できていたものを8割に制限するという制度改正が平成24年度から行われたことが影響している点があります。

もう一つ、繰越欠損金が減少していくと法人税収が増加するという御指摘ですが、現在、法人の所得の中で、繰越欠損金を控除して減少している部分は年間で8.7兆円あります。これ自体、確かに大きいのですが、逆に言うと、この繰越欠損金控除額がどれだけ減っていてもゼロになるには限界があります。また、過去の動きを見ていくと、どれほど景気が良いときでも、当然、赤字法人は存在するので、繰越欠損金の控除が無くなることは基本的にありません。この8.7兆円が仮に半分程度になったとしても、その影響は、法人税率を掛けると、1兆円台の前半程度といった規模になっていて、さらにその中のかなりの部分は、足下の平成25年度の税収などの補正後の見積もりをする際にある程度織り込まれているので、今後、この繰越欠損金が減ることでの程度税収が増えてくるかについては、それほど大きな期待はできないことが第二点です。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

先ほども私は発言の中で繰越欠損金の控除制限80パーセントの話は言っています。それをきちんと勘案しても36.7パーセントですから、要するに、80パーセントにしたことによって、きちんと税金を払う企業が増えています。そういったこともきちんと含めて言っています。

それから、平成24年度で8.7兆円という数字の欠損金当期控除額がありますが、そう

やって欠損を減らしてきちんと成長していくこと、これは恒久的な話です。何々だからだめだ、と全てをつなげるような議論をするのは非常に不毛だと思います。

○大田座長

翁委員、お願いします。

○翁委員

私も、全体としてよくまとまっていると思います。

二点だけ申し上げます。一つは、先ほどお話がありましたが、2020年のプライマリーバランスの黒字化、赤字の解消ということに関しては、もう少し全体として明確にコミットした方向を打ち出してはどうかと思います。ここは税調なので、なかなか難しいのですが、歳出削減も含めて、これを実現していく中で、中期的にも税収中立を図ることをもう少し明確にしてはどうかと思います。

もう一つ、高齢化のことが様々なところで指摘されていますが、私は、日本企業の成長に関しては、人口が減少していることももう少し強く打ち出した方が良いと思います。労働人口の減少を直視して、そうであるがゆえに生産性を上げていかなければいけないことは、法人税を考えるバックグラウンドとして非常に重要だと思うので、そこについて工夫できればと思いました。

○大田座長

中静委員、お願いします。

○中静委員

繰り返しになりますが、私も基本的にはこの総論をシェアしたいと思います。

二点ほど付け加えると、経済成長を促すという大目標をきちんと書いて、今回の様々な意味での改革は、経済成長を阻害しないことを付け加えてほしいと思います。

もう一つ、この税調が発足するに当たって、総理から、あるべき税制を求められているので、その柱は、公平、中立、簡素だったと思います。法人税の構造改革という観点では、公平性が非常に大きなポイントだと思うので、特に公益法人の抜本の見直しについては、前回、コンセンサスが得られたので、そこは一言、ぜひ加えていただきたいと思います。

○大田座長

田近委員、お願いします。

○田近委員

全体的な書き方について、少しコメントさせていただきます。総理の発言を受けて、非常に真面目に考えていただいたという印象です。私は決して真面目でない人間ではありませんが、総理が「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません」と言われています。日本も2009年に外国子会社の国内への配当の95パーセントを益金不算入にしましたが、これは国際化に向けた画期的な対応です。アメリカはそれもできないので、法人税改革ができていません。ですから、

日本は国際化に向けて、法人税を本当に思い切って見直したと思います。これは前向きに評価すべきだと私は思います。これを読んでいると、あたかも我々の法人税は時代錯誤で、これも直さなければいけない、これも直さなければいけないと、自虐的な論調になっているように思います。

それから、ここがポイントですが、第2の、「法人税の課税ベースが狭くなり、負担が一部の黒字企業に偏っている現在の負担構造を見直す」という受け止め方は、はっきり言うと、私はおかしいと思います。法人税の課税ベースが狭くなっているから、業種別の負担が異なってくると繰り返し言ったのではないですか。例えば、租特の一つの重要な項目であるR&D減税の利用は、化学工業など、一部の産業に偏っていることが問題なのです。長い間のデフレで繰越欠損金があって、まだそれを抱えているところもある中で、税率を下げるという思い切った改革が議論されて、繰越欠損金の控除も制限するか検討されています。負担が黒字法人に偏っているのは、別に課税ベースが狭くなっているからではなく、一つはデフレの影響がまだ残っているからです。ですから、法人税の課税ベースが狭くなり、負担が一部の黒字企業に偏るという書き方は、現状の認識としてもおかしいし、税調として私は何か腑に落ちません。ですから、「課税ベースが狭くなり、負担が特定の業種、あるいは大企業、中小企業に偏っている」ならよいのです。大企業、中小企業でもよいし、業種別でもよいのですが、黒字企業に偏るといえるのは、経済的なメカニズムとしてもつながらないと思いました。

それから、地方税の方は多く書き込まれていますが、ここで書くかどうかは別の話ですが、事実認識として、日本の法人実効税率約35.5パーセントのうち、国が25.5パーセントで地方が10パーセントです。総理大臣の指示で、法人実効税率を下げなければいけないので、客観的に言って、地方法人税をどう下げるかは課題です。何も地方に全部負担させるべきと言っているのではなく、代替財源を含めて地方の法人税率をどう下げていくかが課題です。ですから、それをいきなり、地方の方は追い風云々というよりも、その前の段階、だから、より上位の問題というのでしょうか。本来このような議論は、それほど急ぐ必要はないかもしれませんが、今は総理大臣の指示があり、法人実効税率には地方税の部分が10パーセントあります。それについてあらゆることを考えて、どのような負担を軽減させるのか。その一つが追い風になるのかもしれないので、地方の法人税改革が直ちに応益課税の拡大になるわけではないと思います。

私の主張というより、書き方をもう少し全体を見て、大きな視点というか、大きな仕組みで書いた方がよいと思います。今言った三点になります。日本は法人税をきちんと見直してきていることと、課税ベースが狭くなったから黒字法人に税負担が偏っているのではないことと、地方税の部分はみんな額を合わせて地方法人税部分をどのように考えていくか。このような、より上位の問題があるような気がしました。

○大田座長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

基本的な方向性は、賛成です。2ページの中段辺りに「法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革と併せて、関連する他の税目についても見直しを行う必要がある。」という部分は、全くそのとおりですが、その上のところで「2020年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。」という文脈があります。もちろん、このペーパーは法人税改革がメインですが、この書き方だと、法人税及び法人税に関連する税目で一定の成果が上がるかのような読み取りも可能です。ですから、法人税に連動しない税目も、当然のことながら見直しの必要があるという指摘があってもよいと思いました。

それと、その上の段落で、後ほど各論で外形標準課税が出てくるとは思いますが、「平成15年度には法人事業税の外形標準課税が導入され、すでに定着している。」とありますが、対象法人数からすると一部の法人ですので、「適用対象法人においては既に定着している」という記載が適切だと思います。単純に現行の枠組での拡大に賛成しているわけではありませんが、バランスをとるのであれば、その対象法人が一部に限定されている面も併せて書くのが均衡のとれた記載だと思います。

○大田座長

最後に、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

全体にたくさん言いたいことがあります、幾つかに絞って言います。

一つは、前段の流れはよく分かります。ただ、基本的には、安倍総理及び政府の方針としても、雇用と賃金の増加を一つのテーマにしていると思いますが、雇用について一言も出てこないのです。第1の最後に出てきていますが、例えば第2で、「全法人の1パーセントに満たない資本金1億円超の企業が法人税収の6割以上を担っており」とありますが、これは数の話をしています。数ではなく、規模で案分すべきだと思います。もしこのようなことを書くのであれば、中小企業が7割なり8割の雇用を抱えている事実も必ず挙げるべきだと思います。特に、この流れの中に、産業の新陳代謝を促すという話もあります。それも大切だと思いますが、今ある雇用と賃金をどのようにして低下させずにシフトしていくのかという論点もとても大事だと思います。それをずっと言っているのです。租特についても、その必要性を検証するとすれば、雇用と賃金の観点から検証すべきだと思います。ですから、全体に雇用と賃金を確保するために、外形標準課税についてはマイナスの効果が、特に中小・零細企業には事実としてあると思いますので、それについてはやはり言わざるを得ないと思います。

それから、2ページ目の、「当初の趣旨に沿って応益性を高めるために一段の見直しが求められる」という部分ですが、応益性については、地方財源の確保と一緒に議

論されていたように思います。ですから、企業にとって応益性とは何なのかという議論はされていなかったのも、一概にこれに賛成とは言えないと思います。

○大田座長

今、いただいた議論で、より強調すべきと言われた部分は検討します。それから、各論に入れるべき点もあったと思いますので、そちらも併せて検討したいと思います。

それから、宮崎委員と翁委員が財政の重要性を言われましたが、これは法人課税DGの取りまとめで、税調全体の取りまとめでは、恐らく財政は最初の方に来ると思います。ここはあくまで一つのディスカッショングループの取りまとめということでお受けとめいただければと思います。

それでは、これから受取配当の益金不算入の議論に入ります。第2回法人課税DGで議論したので、お忘れの方もいると思います。そのときの論点は参考資料を御覧ください。5ページです。ここでのポイントは、支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分けて、資産運用を目的とする場合は、その他の資産運用手段との選択、あるいは事業投資等の選択において中立的な税とするため、益金に算入すべきではないか。これに賛成かどうか大きい論点になります。

このときの議論を振り返ると、海外に比べて日本の益金不算入割合は見劣りしている、国際競争力の観点から、むしろ拡大すべきだという佐々木特別委員の御意見。それから、親子会社になると、会社法では50パーセントが一つの区切りで、25パーセントという今の区切りにどれだけの意味があるのかという岡村委員の御意見。それから、事業性の所得（アクティブインカム）と資産性の所得（パッシブインカム）と分けるとすると、持株比率で変えるのはやむを得ないという田近委員の御意見。それから、ゼロから25パーセントの間をどのように細分化できるかは重要なポイントだという佐藤委員、翁委員の御意見。これ以外に、アクティブ、パッシブと税率のパーセントは製造業では余り関係がないといった意見や、保険会社をはじめとした金融機関等に与える影響を考える必要があるといった意見がありました。

今日は、取りまとめに向けた議論ですので、前回の議論を繰り返すのではなく、また、慎重に検討すべきといった話ではなく、より前に進めるような、例えば、ここから着手してはどうか、これから二段階で取り組んでいってはどうかといった御意見をいただければと思います。それから、全体を通して、課税ベースを広げて、思い切って税率を下げる観点から議論していますので、財源論としてどう考えるのかも含めて伺えればと思います。

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

大体ピックアップしていただいているので、よいと思いますが、基本はとにかく二重課税だけはやめていただきたいと思います。大原則だと思います。

あと、対内直接投資についてワーキング・グループが開かれて、結論が出たのは御

存じだと思いますが、海外企業が日本に投資をして、最初からやるときに、グリーンフィールドからやっていくだけではなく、どこかとアライアンスを組むときに、最初からマジョリティをとるといのは買収になるので、なかなか難しく、25パーセント未満からという場合も結構あります。経営的な考え方でいくと、アライアンスをベースにしているので、アクティブもパッシブも関係ありません。実態の経済で行われていることを確実に反映する仕組みにしていきたいと思えます。

○大田座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今、佐々木特別委員は二重課税を排除すると言われましたが、これまでの御発言では、企業、法人が税を負担していると言われていました。法人税は誰が負担しているとお考えなのか、理論的に明らかにしてほしいと思えます。

今回の議論は、課税ベースを広げて税率を下げるということですから、全体を通じてここに出てきている項目をなるべくたくさん残して、選択肢を多くしておいた方が私は良いと思えます。今回の受取配当金に関しては、まず一つは、全額益金不算入の範囲を縮小できるかで、一つの手がかりは親子会社間の50パーセントです。それから、もう一つは、100パーセント益金に入れてしまう範囲に、例えば、小さなポートフォリオ投資について考えられないか。前向きの議論としてはその二つがあると思えます。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

最初の御質問の趣旨が分かりませんので、逆に。

○岡村委員

いや。

○佐々木特別委員

岡村委員がどう思っているかをまず教えてください。

○岡村委員

佐々木特別委員はどちらなのですか。この議論を始めると、一種の神学論争になりますから、理論的に受取配当金は課税できないと、もしおっしゃるなら、それは企業が法人税を負担していないということになりますと申し上げているのです。

○佐々木特別委員

配当に税金を課すことだけを、法人が法人税を払っていないことにダイレクトに結びつけるのは、非常に乱暴な議論だと思います。単純に二重課税はだめだという、このような原則的な話をしてお叱りを受けるとは思いませんでした。

○岡村委員

二重課税だということは、株主が法人税を負担しているとお考えなのでしょう。

○佐々木特別委員

そうではなく、一度税金を払ったものの残余に対して、もう一度税金を払うこと自体、おかしいのではないかと、そう言っています。

○岡村委員

もう一度というと、納税義務者は法的には違う人ですが、そこはよろしいですか。

○佐々木特別委員

段階の中で、ワンスルーの流れの中で2回税金を取ること自体は、誰にとってもおかしいです。

○岡村委員

そうすると、それは個人株主でも法人株主でも同じでしょうか。

○佐々木特別委員

本当にこの議論をずっとやっていきますか。

○岡村委員

税制調査会ですから、やりたいです。

○佐々木特別委員

では、別途やりましょう。この議論をずっとしていったら、時間を費やしたら全く意味がないと思います。

○岡村委員

でも、これは法人税法の基本ですから、私はきちんと詰めた方が良くと思います。一体どちらの考え方で日本の税制を組み替えるのかです。

○佐々木特別委員

では、その議論が終わるまで、二重課税の件について、このペーパーから除いていただきたいと思います。

○岡村委員

なぜ除かないといけないのでしょうか。

○佐々木特別委員

結論が出ていないからです。

○岡村委員

つまり、佐々木特別委員の御主張の論拠は、二重課税だから全額益金不算入にしろということですね。

○佐々木特別委員

二重課税となるところについてはです。

○岡村委員

全て二重課税ですよ。配当は全てそうです。ということは、逆に言えば、企業は法人税を。

○佐々木特別委員

今、言っているのは、25パーセント未満で課税になっているところを止めてくださいということです。

○岡村委員

そうすると、それは、法人だけですか。

○佐々木特別委員

この議論をずっとやりますか。

○岡村委員

私はそれほど時間を使っていません。あなたが使ったほどの時間を使っていない。ですから、ここは教えてほしい。法人だけでしょうか。

○佐々木特別委員

私自身は、個別のアイテムについて、これほど長く話したことはありません。

○大田座長

要は受取配当を益金に算入するか、しないかという論点ですから、今、二重課税の観点から反対ということは、100パーセント益金には入れるべきではないということになります。具体論として、親子会社間の50パーセントを区切りにする、それから、小さなポートフォリオは100パーセント益金に入れるべきという具体的な御議論が出ています。これについての御意見を伺います。

高田委員、どうぞ。

○高田委員

その議論についてはなかったもので、もしよければ、ほかの方でも結構です。

○大田座長

今の議論について、田近委員、どうぞ。

○田近委員

これも岡村委員を含めてかなり議論しました。ドイツでしたか、フランスでしたか、配当を全額益金不算入にしている国もあります。我々、この限られた時間で法人税全体のからくりから議論するわけにはいかないのです、基本的には今回は、総理大臣の諮問事項、法人税の税率をどう下げていくかです。受取配当に関しても、その観点から、大田座長が言われたように、幾つかの選択肢があって、そのいずれかによって課税ベースを広げて、法人税率を下げるのが可能だと。それでよいかどうかは大田座長の御判断ですが、それ以上、今、ここでやれと言ってもできないと思います。

○大田座長

増井委員、お願いします。

○増井委員

今の点に関係して、従前に発言したことを検討の中に取り入れていただきたいと思っています。外国子会社に対してポートフォリオ投資をしている場合には、既に現行制度

の下でも、外国子会社に対する外国法人税と、ポートフォリオ投資をしている内国法人に対する日本法人税との間で二重課税が既に存在するという点です。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

イギリスもフランスも基本的には全額益金不算入です。ドイツは95パーセント益金不算入です。要するに、国際的な競争を見たときに、きちんとそのようなことを考える必要があって、誰が払うのかということではなく、基本的にイコール・フットィングで考えなければいけない、そういった議論だと思います。

○大田座長

佐々木特別委員は前回もそれを言われましたが、今、議論しているのは、課税ベースを思い切って広げて税率を下げるのだと。神野会長代理が言われたドイツの例を出されましたが、ドイツが税率を引き下げたときに、思い切って課税ベースを見直したと。日本の税制として、私たちはどのような形をとればよいのかについて御意見いただければと思います。

○佐々木特別委員

総理が言われるように、国際的な競争力をつけなければいけないという観点です。広げることが目的なのか、そうでないのかを区別していかなければいけません。

○大田座長

まずは税率というところで。

○佐々木特別委員

それから、税収中立だったら、逆に言うと、税収が増えた部分は返さなければいけません。いつからの税収中立をしていくのか考えていかなければいけないと思います。

○大田座長

諮問会議の議論も存じ上げておりますが、こちらは恒久減税という形で議論しているとだけ申し上げておきます。

高田委員、お願いします。

○高田委員

確かに、今の非常に厳しい財政状況、代替財源が非常に重要ですが、この問題、私も特に市場参加者と議論していると、今の我々の議論と結構ギャップがあると感じることがあります。とりわけ株式市場では、やはり国際的にも見劣りしている意識が非常に根強い中で、ここの仕組みを、さらに歪めようというのでしょうか、拡大させることに関しては、株式市場の理解とは相当離れている印象はあるので、そういった理解は我々もこの議論の中で認識しておく必要があると思います。もちろん、様々な選択肢がありますから、ここのところをどうするかは議論が必要だろうと思いますが、その中での順番付けというのか、ウェイト付けをまず考える必要があると思います。

アベノミクスが、先ほどの総論での議論もそうですが、外からどう見られているか、グローバルな視点、投資家への対峙という点からする場合の重要性は、ここで議論されている以上に、実は相当見られているという認識は共有してよいと思います。

○大田座長

土居委員、お願いします。

○土居委員

具体的な改革事項の中で、まだ意見が対立しているところがあるので取り上げるということですが、私自身は、受取配当の益金不算入制度の見直しについては、もちろん選択肢としてはあるでしょうが、これよりも先に、課税ベースの拡大の項目として先に見直すことがほかにもっとあるだろうと思います。

○大田座長

これを先に見直すということではありません。

○土居委員

ですので、そういった取りまとめ方にさせていただきたいという意見を今、申し上げたという意味です。ほかのところを見直して、それでもなお税率引下げのための財源がないなら受取配当の見直しもやむを得ないという認識です。

ただ、もう一つ、配慮が必要だと思うのは、金融機関で、例えば、5パーセントルールとか、10パーセントルールとか、持株比率の規制が別途、税制以外にあることには配慮が必要だと思います。その配慮と益金不算入にすることとの対応関係に整合性がなければ、高田委員が言われたような、誤ったメッセージを発してしまうかもしれません。そのため注意が必要だと思います。

○大田座長

ここで論点にしたかったのは、支配関係を目的にした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有を一緒に扱うのかどうかなのですが、その点はいかがでしょうか。

○土居委員

私自身は、そのような規制があることとはまた別の次元として、支配関係を目的とした株式と、資産運用を目的とした株式は基本的には違うものだと認識してもよいと思います。

○大田座長

富安課長、お願いします。

○富安主税局税制第三課長

事実関係を一つだけ御紹介させていただきます。先ほど佐々木特別委員からもお話があったフランスの場合について、岡村委員から少額株主の話がありましたが、持株比率が5パーセント未満については、100パーセント益金算入となっています。

○大田座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

支配関係、つまり、アクティブかパッシブかで分けることは、税制上の理論としてはよいと思います。ただ、問題は、パッシブとアクティブを分ける基準が株主保有比率でよいのか。それは先ほど土居委員が言われたように、規制によって縛られているところはどうかということがありますので、まさにパッシブ、アクティブで分けます、分ける基準として、株式保有比率の、今の25パーセントではなく、50パーセントにして会社法に従うのだ、あるいは実際、もっと実態を見て区分は考えるのだという、そのような幾つかのメニューがあってもよいと思いました。

○大田座長

実態を見て分けるとはどういうことでしょうか。

○佐藤委員

この前も言ったのですが、ぜひ教えてほしいと思います。

○大田座長

同じ質問をした記憶があります。

中里会長、お願いします。

○中里会長

会社法などの関係はどのようになっているのでしょうか。岡村委員、よろしいでしょうか。

○大田座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

会社法では50パーセントが親子会社と定義されています。それで多数が握れるので、ある種の一体的なグループであると考えています。組織内税制もそのように作られたと思いますが、税制は、ここが一つの境目として明らかにあるだろうとは思いますが。

○大田座長

それでは、これから二つ目の論点、外形標準課税について議論します。これはそれほど古いことではありませんので、まだ御記憶にあると思います。応益性強化の観点から拡充すべきという御意見。これに対して、応益負担は住民に求めるべきもので、個人住民税や固定資産税の強化で対応すべきだという御意見。また、付加価値割では賃金への課税が中心となって、雇用を増やすほど増税になるから望ましくないという御意見。これに対して、生産要素の配分には中立で、さらに雇用安定控除があるという御意見。それから、応益性と言いながら、全法人の1パーセント未満の大法人だけを対象としており、全ての企業を対象にすべきだという御意見。これに対して、中小企業に拡大すれば、地域の雇用の8割を支える中小企業の経営を圧迫するといった御意見がありました。地方法人課税の中で、外形標準課税の付加価値割を所得割の部分まで拡大していくのかどうか、それから、対象法人を資本金1億円以下の企業にも拡

大していくのかどうか。この二点について御意見を伺いたいと思います。

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

税理士会の立場と個人の意見を調整するのは難しいですが、中小企業への拡大は基本的に反対と申し上げておきます。その上で、拡充するのであれば、二段階、三段階に分ける必要があるのかという気がしています。現行の対象法人の枠内で考えるのであれば、所得割が70パーセント台の負担となっているところ、付加価値割を高めるのは一つの選択肢だと思います。ただ、前も言いましたが、所得拡大政策が行われているので、段階的な引上げもその次の選択肢にあると思います。

次に、対象法人の範囲を拡大するに当たって、単純に資本金基準を見直すのはいかがかと思います。そもそも資本金自体が意味をなさず、形式的原資でやっているところはどうするのかという問題があるので、設立してからの年数等も含めて、他の尺度を持ってくる必要があると思います。

その際に議論が一つ残されている気がするのですが、一種の外形標準課税として、法人住民税の均等割があります。これはかれこれ20年間見直しがされておらず、税の目的や税収の規模が違うことは重々承知していますが、法人住民税均等割がなぜ広く受け入れられているのかを実務家の視点から申し上げると、額が読めるからです。赤字法人であっても資本金1,000万円以下なら、道府県民税は2万円、市町村民税も従業者数50人以下の法人は5万円というように、見えるのです。そうすると、多くの中小企業の経営者も、ある意味、納得感があります。この水準が適切かどうかと言うと、個人的には低いと思っています。この見直しも同時に考えてよいと思います。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

もともと外形標準課税の拡大には反対です。今回、政労使会議でいろいろやって、賃金を上げていますが、付加価値割はその流れに逆行します。それとは別に、とにかく外形標準で課税するとなると、やはりまた東京が一番上がります。ですから、本当に格差を是正するのであれば、このような形ではなく、国税にして交付金で配るといふ方向に行かないと、幾ら見直しても格差は直らないと思います。

○大田座長

国税にするという大胆な改革案まで出てきましたが、ほかの方、御意見いかがでしょうか。田近委員、お願いします。

○田近委員

総論で申し上げたことと似ていますが、いきなり外形標準課税が良いか、悪いかという話に突っ込んでしまっています。そもそも税調なのですから、日本の法人税の実効税率が、国税が25.5パーセントで、地方税が10パーセントです。この10パーセント

は、世界的に比べて高いことは疑いようがなく、そして地方税収に占める地方法人税の割合も高いです。ですから固定資産税はどうするかなど、様々な議論をここでしました。ですから、税調としては、今すぐにここで見直すのではないとしても、全体としては、地方税源をどうするかだと思います。ここで地方法人税10パーセントを減らして、その部分を地方は全て自分たちでやってくださいという、そのような乱暴な議論をしているわけでもありません。

ただ、問題の認識は、私はとても重要だと思います。課税ベースについて、今、議論しなければならないことはありますが、全体として、日本の法人税はそれほど悪いものではないというか、世界的に比べて決して劣ったものでもありません。先ほど言ったように、実効税率35.5パーセントの国で、外国子会社からの益金の多くを不算入にしたのです。それほど思い切った、ある意味で画期的なものです。ただ、地方がこれまでそのような形で税収を確保してきたという問題がそもそもあることは認識した上で取り組まないと、いきなり頭から湯気が沸いて、外形が良いか悪いかを議論するのは、全体の目配りがなくなってしまうと思います。

○大田座長

全体の目配りというと、具体的には、論点としてはどういうことでしょうか。

○田近委員

論点として、ここでも固定資産税の議論を説明いただきました。公示地価の7割が課税標準で、市街地はその7割、個人は16パーセントでしたか、そのあり方が良いか悪いかという議論もしました。本当は個人住民税のあり方も議論しなければいけません。ですから論点としては、地方法人税が、今回の改革で非常に大きな部分を占める。それは地方財政でも一つの問題。それを大きな目で改革していく目配りをしておくことが重要だと思います。

○大田座長

説明不十分で済みません。参考資料8ページの「地方法人課税の論点」の中で、4番に固定資産や個人住民税のあり方がありますが、ここはほぼやるという合意があったので、今日は改めて議論しません。

○田近委員

やるというのと、やるつもりと言うのは意味が違います。

○大田座長

既にもう議論は始まっています。

○田近委員

やるというか、それが重要だと認知はされたということです。

○大田座長

もっと強調するというのでしょうか。

○田近委員

書き方として、35.5イコール25.5プラス10であるという認識を最初に押さえておくことは重要だと思います。

○大田座長

分かりました。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

これは総論の書き方にも関わりますが、地方税について、何段階かに分けて考えた方が良いと思います。そもそも我々の出発点は何かということ、国全体の法人実効税率が高いことです。その中でも、田近委員が何度か言われているように、地方の法人2税の比重が高い。これが地方にとってどのような問題をもたらしているかということ、税収の不安定であり、偏在性です。つまり、地方税改革という立場に立てば、国税化する可能性も含めて、偏在性の是正と安定化という問題があります。恐らく、外形標準課税も、もともとこの問題意識から出てきているはずですが、ただ、いきなり外形標準課税の議論に進むのではなく、地方税の枠の中でできることはあるのかと考えたときに、固定資産税であれ、個人住民税であれ、そのような他の税目もあるのではないかという議論はあってしかるべきだと思います。それが第一段階で、地方税の枠の中でどのような改革ができるのかは考えなければいけません。

仮にそれが外形標準課税だとしたときに、果たしてそれが今の資本金1億円超という縛りでよいのかという議論はあってしかるべきだし、ここでのコンセンサスなのかどうか、広く薄い課税であること、それから、先ほど資本金の話が出ましたが、資本金で制度を区切る方法が果たして良いのかどうか。それは後で出てくる中小企業課税にも関わるとは思います。その問題意識からすると、資本金1億円という縛りで区分するのはいかなるものか。私は何度も言っていますが、資本金1億円超の企業にだけ外形標準課税を掛けるのは、単に法人課税を別の名前で掛けているのとほとんど実態は変わらないのではないかという懸念もあると思います。

ただ、そうは言っても中小企業の問題は様々なので、中小企業レベルでの外形標準課税はどうあるべきかを考えると、それは資本割かもしれませんし、簡易課税かもしれません。我々の示すことはメニューを見せることなので、三段階構えで考えて、代替財源としてこのように選択肢を順番に考えていくべきだと思います。もちろん、第一段階で地方税の包括的な改革を考えるのが本来の理想であるとは思いますが。

○大田座長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

資本金基準についてです。仮にこれが5,000万円や3,000万円に引き下げられた場合、我々実務家は何を経営者に助言するかと言うと、きっと形式的な減少をしてはどうですかと言うと思います。尺度についてはぜひとも見直しが必要です。

○大田座長

開出課長、お願いします。

○開出自治税務局都道府県税課長

地方の法人課税が国際的に見て高いという話がありましたが、当税制調査会でも、過去、丁寧に御議論いただき、各国の財政制度との比較を抜きに単純に比較するのはおかしいという話になりました。資料で御説明したように、我が国の地方の対GDP比の一般政府支出の比率は非常に高いので、その点を含めた御議論をお願いしたいと思います。

もう一点、外形標準課税を拡充すると東京に集中するのではないかという御指摘がありました。確かに日本の地方法人課税は偏在が高いのですが、所得割と付加価値割を比較すると、所得割よりも付加価値割の偏在度の方が低いので、外形標準課税を拡充するとさらに東京に集中するということはないと申し上げたいと思います。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

企業がそこに留まっていればの話ですが、応益性の問題があって、サービスがない過疎地域にいたるところで外形標準課税を増やされると、そこにいる意味がなくなります。だから、全てが一定のまま税金だけ変えるという固定概念だけは止めていただきたいと思います。

○大田座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

法人税の改革で、税率を下げて課税ベースを広げるという方向を考えたときに、先ほど少し議論がありましたが、本当に理論を真っ直ぐに通してしまうことが少しずつ難しくなっているとは確かに思います。つまり、企業利益を基本として法人税を組み立てることから少しずつそれが動いてきています。一方では、租特で課税ベースはかなり浸食されていますし、今回やろうとしていることは、そこよりも逆に広げていくことを考えていると理解したらよいと思います。通常の所得という考え方からすると、そこが確かに広がってきています。あるいは二重課税だと言われるかもしれませんが、そういったことを考えつつ、税率を下げる方向に進んだ方がよいと思います。

それとの関係でいくと、地方の事業税と法人税をある程度切り離した方が、国税としての法人税の改革は進めやすいと思います。つまり、もし外形標準化ではだめだとなったときに、逆に法人税改革が進まなくなってしまうことが懸念されます。

○大田座長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

先ほどお話ししたとおり、応益性についての議論と、地方財源をどう確保するかという議論が同じフェーズで議論されているので、応益性を高めるために外形標準課税を拡大することの説得力が中小企業には余りないように思います。

○大田座長

諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

地方法人課税をめぐる、これは常識の部類に属することですが、税収の偏在性とか、変動性は、長らく問題点として認識されてきたことで、そもそも法人課税が地方税としてふさわしいかどうかという議論すらあった中、そこに対応する一つの改革の試みとして、法人事業税の外形標準化は行われてきましたし、当時、議論には参加していませんでしたが、開出課長が言われたように、むしろ外形標準化によって、税収の変動性、偏在性の問題が解消していきます。純粋に利潤課税を行う場合よりも外形標準課税を行う方が、税収の偏在性と変動性に対しては、むしろ多様性が高まります。それに加えて、そもそもの課税根拠として、これは応益課税にかなうという議論だったと思います。

そのような意味では、先ほど法人課税の国税化の議論が佐々木特別委員からありましたが、これも実は議論がきちんと行われていて、法人住民税について、一部、地方交付税の原資化を図っていくという税制改正が既に決定されています。法人住民税に関しては、市町村民税も含めて偏在性はかなり大きいので、この一部を交付税の原資として地方に再配分していくという意味で、ある種の国税化が既に起こってきていると思います。

他方で、法人事業税の外形標準課税については、これを一層押し進めることで応益性を高めていく必要があります。つまり、これまでは国税たる法人利潤税と、地方税たる法人事業税の課税ベースが利潤で完全に重なっていましたが、これを明確に分けていきます。国税と地方税の法人課税の役割分担をして、国税については利潤課税、そして地方課税の法人事業税については応益課題という形で明快に役割分担をしていく、その第一歩が既に記されており、これをさらに強めていくことによって、一層役割分担を強めていくことはできるのではないのでしょうか。

歴史的経緯としても、シャープ勧告はもともと所得型の付加価値税で提言されています。残念ながら当時はできなかったのですが、こういった歴史的な経緯を考えても、その本来的な姿に戻っていくということでもあると思います。

御質問の点については、そのような意味では、段階的なアプローチと、何人かの委員が言われましたが、まずは資本金1億円超のところ、外形標準課税分が、今、余りにも小さいので、付加価値割を基本的には拡大して、いずれは100パーセントを目指していく必要があると思います。それから、基準の引下げについても段階的に引き下

げることとも考えるべきだと思いますが、その際に、上西特別委員も言われた法人住民税の均等割部分との関係をどのように考えるかは確かに論点だと思います。

○大田座長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

そもそも実効税率を大きく引き下げて、そのための財源をどう見つけるかという作業をしています。したがって、その中で、地方税、法人事業税について、ある程度の対応をしなければ、大きな財源はなかなか見出すことができないと感じています。前回は、アベノミクスに逆行している、あるいは沿っているという議論を私も大変興味深く聞きましたが、今、求められているのは、たくさんの企業が薄く広く法人税を負担して、実効税率全体を下げる道筋を描くことだと思います。そのような意味では、法人事業税の外形標準課税はこれまでよりも強めていく方向が正しいと思います。

地方税はそもそも、議論に出ているように応益性の強いものですので、そういった観点に立てば、諸富特別委員が言われた意見に私も賛成です。外形標準課税の強化を進めるべきだと。ただし、その場合、そもそも論として、グローバルに活動する企業のサポート、競争力強化、立地競争力強化という観点で議論している以上、ここは資本金1億円超の企業をまずは対象として考えるべきだと思います。この資本金1億円超の企業の付加価値割の拡大が現実的な選択肢ではないかを感じています。中小企業については、段階的という話を様々な委員が言われているように、やはり二段階、三段階と、次のステップとしてそれはあり得ると、そういった考え方がより現実的だと考えます。

○大田座長

森特別委員、お願いします。

○森特別委員

地方の立場からお話ししたいと思います。毎回お話ししていますが、国・地方を合わせた法人関係の税収のうち、法人住民税と法人事業税を加えて、法人税の地方交付税減収分を含めると、全体の約6割が地方分で、単なる法人実効税率の引下げは、逆にそれを代替財源として、固定資産税や住民税等に振り替えることは納得できないと思っています。特に、これまで法人所得が負担していたものを、個人が地域社会の会費として負担することになるので、住民にとっては大変な負担を強いられるのではないかと思います。引下げの代替財源は、法人税の枠の中で確保すべきであり、また、石井特別委員が意見書を出されていますが、外形標準課税の拡大については、応益性の原則から見て、法人事業税の課税方式として望ましいと考えています。

○大田座長

土居委員、お願いします。

○土居委員

前回、地方法人課税の議論のときに繰り返し意見を言いましたが、今日は大田座長が言われるように、取りまとめに向けてということですから、少し整理させていただきます。白地に絵を描くときに、経済学の理論に立てば、付加価値に税金を課しているものとして二つあります。法人事業税の付加価値割、これは加算法付加価値税と言われているもので、消費税、これは控除法付加価値税と言われているものです。二つあるのに、なぜたちの悪い加算法付加価値税の方を拡大して、どうして消費税を考えないのかという見方もありますし、さらには、応益課税、応益課税と言いながら、個人住民税や、土地に関わる固定資産税の方がよほど応益的なのに、極端に言うと、屁理屈で応益税だと言っているところがあるので、非常に気持ちが悪いのです。ただ、それは白地に絵を描いている場合であって、では消費税が代替財源になるかという、今は社会保障財源になっていますから、代替財源としては今のところ考えられません。

そのような議論の制約を考えると、そうは言っても、もう既に法人事業税の付加価値割は存在しています。存在して何も変えなければ、続けていくことになりますから、何か変えなければいけないとなると、議論の制約の中で、より良く、一歩でも前向きに変えられるものは変えていくべきだと思います。

その意味では、前回議論になったときにも言いましたが、人件費を増やすとそのまま課税ベースが広がる形に今の付加価値割がなっていることからすれば、もう少し実額よりも概算で税額が計算できるようにする形で、これは拡大するかしないかは別として、付加価値割をどのようにより良くするかを考えれば、もちろん大胆なのは加算法を控除法に変えるなどあるでしょうが、そこまでは議論できないという制約の下では、少なくとも概算的にするなど、あと、上西特別委員が言われたように、定額に、ですから資本割、さらにもっと視野を広げれば、法人住民税の均等割に至るという形で、少なくとも一歩二歩、前向きに改めていく形で議論する必要はあるかもしれません。

そのような意味で言うと、シャープ勧告や歴史的にこうだったというところに縛られると、賛成できるものも賛成できません。それから、個人住民税や土地に係る固定資産税の議論を後回しにすることは、逃げ道にされていると思うので賛成できません。個人住民税や土地に係る固定資産税もしっかりと書き込んだ上で、外形をより良いものにするという話なら、議論としては受け入れられると思います。

○大田座長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

現行の計算方式と税率等のままで、いわゆる中小法人等に拡大することには引き続き反対の立場です。しかし、一定の法人に拡充される場合に、反対だけしていたら、現行の枠組みのままでこの制度が広がることになるので、なおさら大変なことになり

ます。付加価値割になぜ抵抗を示すのかと言うと、課税標準の計算方式が結構面倒なことが一つ、それに尽きます。賛成するわけではありませんが、仮に広げるのであれば、例えば、通常の法人税にも中小特例があるように、外形標準課税も本来の中小と形式上の中小を入口で分けた上で、さらに雇用安定控除、つまり中小は労働分配率が高いので、雇用安定控除も現行の7割でよいかどうか、また、税率も0.48パーセントですが、同じままでよいのかなど、そういった配慮が必要です。そして、参考資料の8ページにあるように、1.で「あわせて、より簡素な税にして、納税者の事務負担を軽減することが必要ではないか」ですが、この部分の議論をきちんとしないと、現行の枠の中で広げると言っても、賛成とは言えないのが中小法人と接することの多い我々の立場です。現行の仕組みのままで広げることには懸念をしているところです。

○大田座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

我々、外形標準課税に対して、どの程度正しい理解をしているかについて、きちんと認識を共有した方が良いと思います。先ほど、外形標準課税がたちが悪いという言い方を土居委員がされましたが、入口の議論と出口の議論が余りにも違います。入口は応益性だと言っておいて、出口は結局、大企業に対する課税だと言っていたら、全然違います。そうなら始めから大企業課税を強化すると言えばよいのです。もし応益課税というのなら、それは一貫させなければいけないので、1億円以下も含めて考えなければいけません。ただ、簡索性という観点から見て、果たして付加価値割でよいかどうかは別途議論しなければいけないというステップだと思います。

それから、実は、外形標準課税は二つの顔があって、よく人件費課税か、そうでないかという議論がありますが、人件費課税という言い方をしているのは、外形標準課税は、ある種、所得課税と同じものだからです。ただ、それは法人所得だけではなく、賃金所得、利子所得を加えた所得課税だと理解すれば、確かに人件費課税ということになります。そうでない考え方の人もいます。でも、その前提条件は、税負担を製品価格に転嫁することで、賃金を下げなくても製品価格を上げれば税金を捻出できることが前提です。この場合は、実を言うと、先ほど少し出ましたが、消費税、物品税と変わりません。実際問題として、シャープ勧告は二つのことを言っていたと思います。これも使い分けがどこかにあって、人件費課税だと言われたら、物品税だと逃げられる。物品税だったら、そもそも消費税と同じことになります。消費税だとすれば、これは本当に応益性ともリンクしているか問われてしまうので、そもそも外形標準課税はそのような二つの顔を持っていることだけは理解しておいた方が良いでしょう。

○大田座長

翁委員、お願いします。

○翁委員

先ほど土居委員が最後に言われて、皆さんも言われていますが、地方税については、個人住民税、固定資産税の議論をまずしっかりした上で検討するというコンセンサスというか、そのように私も理解しています。その前提に立った上で、地方法人税を考える場合、中小企業課税ともやや共通する面がありますが、やはり私は、成長していく上で税制がどうあるべきかも非常に重要で、この税制の改革で成長を促すという意味で、生産性を高めていくことを意識しておく必要があると思います。

そういった意味で、生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないように、応益性を高めていく認識を持って議論した方が良いと考えます。その意味で、地方住民税の均等割ももう少し拡充していく、それから、法人事業税も、何人かの委員の方から出ていますが、資本金1億円超を見直していく。基準としても見直していくし、よりそれを広げていくことも考えていく必要があります。それから、付加価値割をどのように考え直すかはあるにせよ、やはり外形標準課税の比重を高めていく方向で議論していくことが必要だと思います。

○大田座長

平田委員、お願いします。

○平田委員

先ほど高田委員が、市場とのずれと言われたことに私は非常に同調しています。課税ベースの拡大は基本的には必要だと思います。ただ、税収中立にこだわってしまうと、どうしても議論が各論に入っていくと、どんどんしぼんできて、当初の国際的な競争ができるような見直しの基本のところ、様々な議論はしたが、やはり無理だということで、今日の総論には税率も期間も書かれていないので何とも言えませんが、雰囲気としては、当初の風呂敷を広げたときからすると、だんだんしぼんできた印象があります。ですから、もう一度原点に戻って議論するには、これは原則ではありませんが、税制の中での中立にこだわり過ぎると、どうしても限界が出てくると思うので、私は少数意見として当初から申し上げていますが、歳出のところに踏み込んで、歳出入中立で考えていかないと、投資家も企業の経営者も反応しないと思います。せっかく取り組んだのに効果がないという結論に陥るのではないかと心配しています。

○大田座長

それはむしろ総論のところとしてお聞きしました。分かりました。

田近委員、お願いします。

○田近委員

総論について、よく書けていると思いますが、第1の2段落目に、「法人税率引下げだけで立地競争力を高めることはできない」とあります。しかし、少なくとも高い法人税率が立地選択に当たっての阻害要因になることは避けねばなりません。国内企業が高付加価値分野を国内に残し、また、海外からも来てもらう、そして質の高い雇

用機会を国内に確保すること。ある意味でこれが今回の議論の一番ベースです。

外形標準課税の話はもう繰り返しません、この部分の工夫は必要ではないでしょうか。例え見直すにしても、今のままで突っ込むと、ここのステートメントが反映されていません。今回、何としても付加価値の高い企業に日本に残ってもらい、海外からも来てほしい状況です。特に海外から来てもらって、人を雇えばそのまま課税というわけにもいかないでしょう。というわけで、外形標準課税を議論するときには、この部分を実際の税制改正にどう反映させるかという、余地というか、その配慮は、現実的には非常に大切だと思います。

○大田座長

それでは、最後のパーツで、中小法人課税について議論します。特に分かれた論点は三つあります。まず、資本金区分をいつまでも続けるのかです。私も少し調べてみましたが、資本金基準が導入されたのは昭和41年度で、当時とは資金調達環境も変わってきていますし、資本金区分は諸外国では見られないものです。その観点で議論していただきたいと思います。

それから2番目に、仮に資本金基準を継続する場合でも、資本金1億円という基準だけでよいかどうかです。法人割合が1パーセント対99パーセントになるので、この基準が一段階でよいのか、あるいはこの水準がよいのかというのが2番目の論点です。

3番目が税率です。所得800万円以下の企業については、現在、19パーセントです。それから、時限的に15パーセントになっています。特に時限的な15パーセントは、リーマンショックへの対応として設けられたものですので、役割はそろそろ終えたと見てよいのではないかという辺り、御議論いただきたいと思います。これは前回議論したばかりですので、どのような意見が出たかは繰り返しません。

今の三つの論点に加えて、法人成りの問題で、前回は企業行動に歪みをもたらす制度はやはり是正すべきだ、それから、作為的な税負担の回避は防ぐべきだ、それから、個人所得課税と併せて見直すべきだという御意見がたくさんありました。例示として出した同族企業の留保金課税も御意見は分かれていますので、これについてもぜひ改めて御意見いただきたいと思います。

まず、資本金以外の区分を検討していくことに賛成か、反対か、御意見ください。

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

法人税の中小特例と軽減税率について、最も重要な指標は所得です。この部分については所得にすべきではないかと思います。

○大田座長

資本金ではなく、所得ですね。それから、前回、区分自体にどのような意味があるのか、法人を規模で区分することに意味があるのかという議論があったことも御紹介しておきます。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今の上西特別委員のご発言ですが、資本金がもし作用しないとすると、所得も同じように作用しない可能性があります。

○大田座長

田近委員、お願いします。

○田近委員

長い間勉強してきましたが、所得を指標にしたら、法人税は累進課税になります。そもそも法人に課税するときは比例的に課税して、より高いところに累進的に課税するという考え方ではなかったと思います。やはり規模の小さいところに対しては税を下げるというキャパシティであって、事後的に結果としての利益に対して、ある意味で公平のために課税するという考え方ではありませんでした。まさにその意味では、外形的なたがが必要だと思います。大昔からそのように教わっていたので。

○大田座長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

本来は単一税率が原則だと思います。ただ、現行でも資本金基準が二段階であることは事実です。中小企業の所得800万円までの部分と、それを超える部分の二段階ですが、さらに留保金課税適用法人については、別の二段階課税も考えられなくもない仕組みになっています。私は、全ての中小特例ではなく、法人税の税率については所得が一番の指標だと思っています。その結果、大法人にも適用されるのかとなれば、この仕組みでいくとそうだと思います。ただ、その年における中小企業の方が、所得800万円までの部分の割合が高く、全額がそうなので、一定の配慮はされるのではないかと思います。

○大田座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

BEPS対策では、移転価格税制なども随分議論していますが、あの税制はもともと、強制的な連結申告にありました。つまり、当時アメリカは、現在もある程度そうですが、一種の累進課税でしたので、サー・タックス、付加税という税があり、これを免れるために、ABC法人といって、法人を大量に分割してしまって、所得を分散することがあったのです。そのような問題があるので、移転価格税制の元になる規定が入ったという経緯があります。

ですから、もし上西特別委員が言われるように所得で分けるとすると、強制的な連結申告の権限を、租税回避を防止するために税務署長に与えることが必要になるかもしれません。そのようなコストを費やすのか、それとも、今、19パーセントと15パー

セントであれば、そのような税制は入れずに、累進は止める。本税の税率が恐らく下がってくるので、現行程度にして、措置法は時限立法で、平成27年4月で切れるので、その先は何もしないことにした方が落ち着きどころとしてはよいと思います。

○大田座長

そもそもの論点として、今、ほとんどが資本金基準なのですが、欠損金の繰越控除で以前に議論に出しましたように、フランスやドイツは、一定の所得までは全額控除、それを越えたところは控除限度額が6割や5割になるとしています。日本の場合は、資本金1億円以下は全額控除、それ以外は8割としていて、そのどちらが良いのか。特例措置の適用に際して、全て資本金ではなく、他の基準を設けることが合理的な場合があるのではないかということから始まった論点でした。

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

尺度として、資本金と純資産、そして所得、総資産もあるかもしれませんが、この範囲しかまざるような気がします。落としていくのは総資産でしょう。次に資本金でしょう。そして資本金等も落ちるとなれば、純資産が残ります。課税済みの所得も含めてなので妥当だと思います。

所得基準について申し上げましたが、少し補足したいと思います。現行の枠組みでの大法人、中小法人等の区別をすることなく、その事業年度の所得金額が、例えば、1億円や2億円でもよいのですが、一定の金額までの法人のみ現行の軽減税率という考え方もあると思います。

○大田座長

土居委員、お願いします。

○土居委員

前回の議論でも他の委員が言われていましたが、できれば単一税率で、つまり、大企業と中小企業に分けずに、結局は一つの税率に収れんさせていく方向が望ましいと思います。ただ、いきなりそれをするのは難しいので、過渡的な段階として、例えば、資本金1億円の区切りだけではなく、何千万円といった資本金の区切りをもう一つ作ることや、ないしは所得で区切ることが考えられます。それは何もやみくもに法人税制を複雑にするために行うのではなく、たどり着く先として単一税率というところに向かう中で、様々な配慮、既に現行税制を前提にしている企業行動に短期的に過度な刺激を与えないようにすることを考えると、一時的な段階として、資本金を1億円と限らずに幾つかの刻みにするなど、所得で刻むのはやむを得ないと思います。

○大田座長

増井委員、お願いします。

○増井委員

三つの論点の整理にぴったりと合わないかもしれませんが、前提として重要なこと

があります。大田座長が昭和41年に遡って言われたことにも関係します。たしか平成8年の法人課税小委員会が課税ベースを広げて税率を下げる改革を検討したときでした。その報告書で、基本税率との格差を是正していくことが課題だと指摘していたと思います。したがって、構造改革の問題として、区分自体を無くすことがまずあると押さえる。その上で、委員の方々が言われるように、もしそれが難しいのであれば、何が可能かを考えると、この三つの論点、提示された資本金区分、1億円だけでよいかといった問題設定になると思います。

このようなスタンスで考えていくと、第3の論点として言われていたリーマンショックへの対応として設けられた特別措置を止めることは、筋の通ったことだと考えます。

○大田座長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

企業の実力という観点から考えると、上西特別委員も言われたように、区分基準として、純資産が適切ではないかと思えます。

次に、軽減税率ですが、できれば単一税率に持っていく方向だけでも示した方が良くないと私も思います。

それから、まだ意見を求められている段階ではないかもしれませんが、留保金課税の税率について、まず一つは、会計実務家の間ではとても評判が悪い税制ですが、ここではそうでもない。一定の評価を得た良い税制だということだったので、率直に言って驚いたところから始まっていて、どうしてもこれを見直すのであれば、留保控除額と、適用税率の見直しが必要です。10パーセント、15パーセント、20パーセントが現行の税率ですが、この見直しは必要だと考えます。

その際の考え方ですが、例えば、法人税率を下げる前の所得を100と置きます。そして、法人税率を仮に30と置きます。そうすると、税引後利益は70となります。70のうち、必要最低配当性向を仮に20パーセントと置くと、70に対して20パーセントですから、所得前に引き直すと、14パーセント、すなわち税引前の所得をベースにすると、配当で社外流出させるべき率は14パーセントになりますので、この14パーセント程度が課税の対象となるような控除制度、控除の充実があっべきだと思えます。少し実務的になりましたが、そのように思います。それから、10、15、20のうちの特に20パーセントの税率は、実効税率を引き下げようとする現状では異常に高いと思いますので、極めて実務的な観点ですが、引下げをよろしくお願いします。

○大田座長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

中小企業について、資本金によるグルーピングが適正かどうかという話は、御議論

のとおりだと思いますが、実態とすれば、幾つかのグルーピングに分けられると思います。全てが大企業ではない中で、どこでどう線を引くかは、税制だけの話ではない線引きでもあり、一概にどこが適正かは現状では難しいと私は思います。先ほど軽減税率の話がありましたが、軽減税率が一番効いているのは、特に所得800万円以下の企業です。実際には資本金1,000万円以下程度の企業だと思います。これについてどう考えるのでしょうか。それ以上資本金1億以下の企業が全てその恩恵を被っているのではないので、実効税率はそれほど低くないように思います。そういったこともあるので、実際にどうしたらよいかという観点はおっしゃるとおりだと思いますが、先ほどの雇用のお話や、赤字企業が多い中で、法人税率を下げた部分を外形標準課税として全体に税収を拡大するといったお話を考えると、現状よりも厳しくなる企業が多くなることがあるので、これは慎重に考えるべきだと、私からは言わざるを得ないと思います。

それから、同族企業の留保金課税等の話も同じですが、同族企業については、もう一度様々な検証をする必要があると思います。我々の商工会議所の中で一番の課題は、同族会社の事業承継の話です。そうしたことと一体となって、どのように考えていたらよいか検証されるとよいと思います。今のところ、なかなか賛成はできないところがあります。

○大田座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

恐らく、幾つかのシナリオがあり得ると思います。一本化することが、経済学者的に言えば理想形だと思いますが、実際、我々の中でも、どの程度法人の実効税率が下げられるかに関わってくるわけで、国税だけ見て25パーセントがすごく大きく下がるのであれば、今の軽減税率とそれほど変わらなくなるので、そこは一本化してもよいのではという議論になりますし、余り下がらないのであれば、逆に差が開いたままなので、軽減税率を上げたら中小企業が大増税ではないかという話になります。一つの基準は、どれほど下げられるかです。あと土居委員も言われていましたが、最終形は一本化だとしても、段階を踏んでいこうというときに、今の資本金1億円の基準でよいかどうかと、純資産を含めて他の基準を入れてはどうかというのは、移行過程の問題だと思います。

それから、留保金課税も少し似ていて、これは前回、田近委員が問題提起されましたが、逆に法人税を下げることになれば、所得税との間に差が出てきます。当然のことながら内部留保した方が有利という話になりますので、留保金課税をどうするか、税率の見直しも含めてどうするかという議論も、法人税の実効税率がどの程度下がるかとの連立方程式だと思います。

○大田座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今の佐藤委員の補足になりますが、同族会社の留保金課税の問題は、所得税の累進課税、それから、法人税の税率との関係なのです。我々の目標は、やはり法人税率を下げることにあるとすると、この部分で、所得税で発生していた所得が法人税の方に移ってくることによって、全体としての税収が大きく減ってしまうのは好ましくないと思います。

方法には様々なやり方がある、例えば、アメリカだと、好ましくない留保金について、これは一種の租税回避と考え、税務署長にその否認権限を与える、そして立証責任も納税者側に転換しておくというかなり厳しい方法を取っています。しかし、レーガン税制改革では、所得税の最高税率と法人税の税率とをひっくり返したことがあります。現在の日本のある程度機械的な方法を取っておいた方が良くもかもしれません。

○大田座長

土居委員、お願いします。

○土居委員

今の留保金課税のことで言い忘れたので付け加えると、確かに岡村委員の言われたとおりだと思います。ただ、自己資本をどれほど積んでおくかは、企業経営上、非常に重要なポイントなので、論理的なイメージで言えば、超過した内部留保というのでしょうか。自己資本を充実しているところはよいのですが、それ以上は別に充実させる必要はないが、税率の違いから留保しているという部分については課税するという方法はあってもよいと思います。本来は負債で調達するより内部留保ないしは自己資本で調達した方が、会社にとって最適な資本構成になるところ、同族会社というだけで根こそぎ留保金課税されるのは避けるべきだと思います。

○大田座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。もちろん、もともと論点が分かれていた問題ですから、今日は見事に一致したとはなりませんでしたが、議論を深めていただきました。

まず、受取配当金の益金不算入ですが、これは恐らく財源として見直す優先度は低い。これは土居委員が言われたことですが、そのとおりだろうと思います。ただ、税率全体を下げるときの、優先度は低いが、見直しの対象としてメニューにはなると思います。そのときに、アクティブとパッシブを分けることは一つあると思いますが、それは佐々木特別委員も言われたように、実態としてどう分けられるか、あるいは何パーセントを持ってくるかなど、分ける基準については、さらに検討が必要であるという意見が多かったように思います。

それから、外形標準課税ですが、まず、地方税全体の中で、それを誰がどう担っていくのかという全体の議論が必要であるという意見は、総論の中でも考えていきたいと思っています。それから、田中特別委員も言われた、企業にとっての応益にはどのよう

な意味があるのかもやはり踏まえていかななくてははいけません。これは最初に押さえるべき点として重要だと思います。

その上で、やはりこれも段階論が大事であるというのはおっしゃるとおりで、まず段階として、現在の付加価値割を広げていく選択肢はあるだろうということでした。そのときに、今の付加価値割そのものの見直しがやはり必要で、まず資本金1億円超の企業に限っている対象を見直すべきではないか。そのときに、資本金の基準が良いのか、別の基準が良いのかという論点があります。それから、概算で掛けるといった方法もあるのではないかとといった意見がありました。また、全体に簡素化すべきであるという意見。海外からの企業を誘致する観点から見てどうであるかということで見直すべきだという意見。併せて、法人住民税の均等割を見直すべきということや、全体の前提として、固定資産税、個人住民税をしっかりと見直すべきという意見も多くありました。

中小法人について、これも段階的に取り組んでいくという意見がありました。あるべき方向は、区切りは設けないことだ、と。つまり軽減税率は設定せずに、単一税率にするということだが、いきなりそれはできないので、全体の税率がどうなっていくかを見ながら考えていくという意見。また、資本金以外の基準として、純資産といった基準も考えられるのではないかとという御意見。軽減税率で15パーセントにしている措置は、もう止めてよいのではないかとという御意見。また、この税制全体を、外形標準課税がどうなるかといったことと併せて考えていくべきだという意見がありました。

留保金課税についても、個人所得税がどうなっていくのかなど、他の税とのバランスを見て考えていく。自己資本の強化を上回って、どの程度超過しているのかといった実態を見るべきだという意見もありました。

大体、今日はこのような意見が多かったのですが、今のまとめについて何かあるでしょうか。

それでは、今日いただいた御意見を踏まえて、今度こそ、いよいよ取りまとめに入りたいと思います。今日、いただいて、まだ意見が分かれている部分も含めて、もう少しお時間をいただき、まず私と事務局で案を考えさせていただきます。今後の運びについては、中里会長に御相談したいと思います。そのため、次回の日程については、少しペンディングにして、まとまり具合を見ながら、追って事務局から連絡させていただきます。

今日も活発な御議論、大変ありがとうございました。これで終わります。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。